

設計業務等標準積算基準書 修正箇所

修正内容	設計業務等標準積算基準書	千葉市
参1-1-1 第1節 「物価資料」 一式削除 第2節 2-1設計価格 等の扱い 単価の詳細 については、 「設計単価 編」記載の設 計単価(材料 単価)の取扱 要領を準用 するものとす る。を追加 2-2端数処理 等の方法 (3)「物価資料 を用いる単 価」一式削除	第1章 総則 (参考資料) 第1編 総則 第1章 総則 (参考資料) 第1節 用語の定義 積算基準 : 適用範囲、業務費構成、構成費目の内容、積算方法等、積算に係わる基準を定めたもの。 標準歩掛 : 単位作業量、業務に必要な技術者等の職種、人員数、材料の種類・使用量、機械の機種・規格・運転時間、各種条件に対する補正方法等を定めたもの。 適用範囲 : 標準歩掛が適用できる範囲を示したもの。 作業区分 : 各作業における作業内容を整理したもの。 参考資料 : 積算基準、標準歩掛の統一的な運用を図るために、歩掛の運用方法、数量の算出方法、業務のフロー図、積算例等をまとめたもの。 フロー図 : 業務の流れ、区分・項目、関連事項との対比を整理した図。 積算例 : 標準歩掛において、各種条件に対する補正方法や類似設計の積算方法についての例。 物価資料 : 「建設物価」、「積算資料」をいう。 第2節 設計等における数値の扱い 2-1 設計価格等の扱い 設計に使用する価格は、原則として、入札時(入札書提出期限日)における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については、次式により求めた価格とする。 $(\text{設計に使用する価格}) = (\text{内税価格}) \div (1 + \text{消費税率})$ なお、算出された価格に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満四捨五入)とする。 設計価格は、標準歩掛による単価、市場単価、特別調査による単価、見積もり等をもとに、実勢の価格を反映するものとする。 2-2 端数処理等の方法 (1) 数量 数量に補正を行う場合、補正係数を乗じた設計数量は、小数第3位(小数第4位四捨五入)まで算出する。なお、運転時間については小数第1位(小数第2位四捨五入)まで算出する。 (2) 単価(単価表及び内訳書の各構成要素の単価) 補正及び変化率等により単価に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満四捨五入)とする。 (3) 物価資料を用いる単価 単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。 <例>1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合 建設物価 33,500 円(有効桁3桁) 積算資料 34,000 円(有効桁2桁) 平均額 33,750 円 決定額 33,700 円(有効桁3桁、4桁以降切り捨て) <例>2) 入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合 建設物価 560 円(有効桁2桁) 積算資料 570 円(有効桁2桁) 参1-1-1	第1編 総則 第1章 総則 (参考資料) 第1節 用語の定義 積算基準 : 適用範囲、業務費構成、構成費目の内容、積算方法等、積算に係わる基準を定めたもの。 標準歩掛 : 単位作業量、業務に必要な技術者等の職種、人員数、材料の種類・使用量、機械の機種・規格・運転時間、各種条件に対する補正方法等を定めたもの。 適用範囲 : 標準歩掛が適用できる範囲を示したもの。 作業区分 : 各作業における作業内容を整理したもの。 参考資料 : 積算基準、標準歩掛の統一的な運用を図るために、歩掛の運用方法、数量の算出方法、業務のフロー図、積算例等をまとめたもの。 フロー図 : 業務の流れ、区分・項目、関連事項との対比を整理した図。 積算例 : 標準歩掛において、各種条件に対する補正方法や類似設計の積算方法についての例。 第2節 設計等における数値の扱い 2-1 設計価格等の扱い 設計に使用する価格は、原則として、入札時(入札書提出期限日)における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については、次式により求めた価格とする。 $(\text{設計に使用する価格}) = (\text{内税価格}) \div (1 + \text{消費税率})$ なお、算出された価格に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満四捨五入)とする。 設計価格は、標準歩掛による単価、市場単価、特別調査による単価、見積もり等をもとに、実勢の価格を反映するものとする。単価の詳細については、「設計単価編」記載の設計単価(材料単価)の取扱要領を準用するものとする。 2-2 端数処理等の方法 (1) 数量 数量に補正を行う場合、補正係数を乗じた設計数量は、小数第3位(小数第4位四捨五入)まで算出する。なお、運転時間については小数第1位(小数第2位四捨五入)まで算出する。 (2) 単価(単価表及び内訳書の各構成要素の単価) 補正及び変化率等により単価に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満四捨五入)とする。 (3) 補正係数及び変化率 補正係数及び変化率は、小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出する。 (4) 金額 各構成要素の金額(設計数量×単価)は1円単位(1円未満四捨五入)とする。 (5) 雑品(地質調査業務についてのみ) 雑品は、個々の歩掛に示された割合を計上することとし、1円単位(1円未満四捨五入)とする。 (6) 単価表の合計金額 <h7>1) 土木設計業務等</h7> 原則として、端数処理は行わない。 <h7>2) 測量業務及び地質調査業務</h7> 単位数量当り単価の場合、有効数字4桁(5桁目を四捨五入)とする。 参1-1-1

設計業務等標準積算基準書 修正箇所

修正内容	設計業務等標準積算基準書	千葉市
参1-1-2 第2節 (3)「物価資料を用いる単価」一式削除【続編】	第1編 総則 平均額 565 円 決定額 565 円（最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て） (4) 補正係数及び変化率 補正係数及び変化率は、小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。 (5) 金額 各構成要素の金額（設計数量×単価）は1円単位（1円未満切り捨て）とする。 (6) 雑品（地質調査業務についてのみ） 雑品は、個々の歩掛に示された割合を計上することとし、1円単位（1円未満切り捨て）とする。 (7) 単価表の合計金額 1) 土木設計業務等 原則として、端数処理は行わない。 2) 測量業務及び地質調査業務 単位数量当り単価の場合、有効数字4桁（5桁目以降切り捨て）とする。 (8) 内訳書の合計金額 原則として、端数処理は行わない。 (9) 経費を算出する際の係数 経費を算出する際の係数（$\alpha / (1 - \alpha)$など）の端数は、個別に明記されている場合を除き、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。 (10) 業務価格 業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。 2-3 設計表示単位 (1) 設計表示単位の取扱い 1) 設計表示単位及び数値は、次項以降の(2)設計表示単位一覧のとおりとする。 2) 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁（有効数字2桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。 3) (2)設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、(2)設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。 4) 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。 5) 設計表示単位及び数値の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。 6) 契約数量は設計計上数量とする。 7) 設計表示数値に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。 8) 単価契約には設計表示単位及び数値は適用しない。 参 1-1-2	第1編 総則 (7) 内訳書の合計金額 原則として、端数処理は行わない。 (8) 経費を算出する際の係数 経費を算出する際の係数（$\alpha / (1 - \alpha)$など）の端数は、個別に明記されている場合を除き、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。 (9) 業務価格 業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。 2-3 設計表示単位 (1) 設計表示単位の取扱い 1) 設計表示単位及び数値は、次項以降の(2)設計表示単位一覧のとおりとする。 2) 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁（有効数字2桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。 3) (2)設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、(2)設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。 4) 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。 5) 設計表示単位及び数値の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。 6) 契約数量は設計計上数量とする。 7) 設計表示数値に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。 8) 単価契約には設計表示単位及び数値は適用しない。 参 1-1-2

設計業務等標準積算基準書 修正箇所

修正内容	設計業務等標準積算基準書	千葉市
参1-2-11 追加 4. 請負比率は、小数点第7位を切り捨て、小数点第6位止めとする。	第2章 積算基準（参考資料） 1-8 諸経費率等の扱い 1-8-1 諸経費率等の適用 (1) 諸経費率等の適用については、測量業務、地質調査業務及び土木設計業務等のそれぞれの積算基準等に示すとおりである。例えば、測量業務と土木設計業務等を合併して積算し、発注する場合は各々の諸経費率等で算出し、合計して業務価格とする。 (2) 標準歩掛が適用できない業務を積算する場合は、当該業務に従事する技術者に適用される諸経費率等を用いるものとする。（他の業務の積算基準に示されている諸経費率等は適用できない。）例えば、測量技術者を用いて積算した場合は、必ず測量業務の積算基準に示されている諸経費率等を用いることとする。 1-8-2 近接して発注する場合 測量業務及び地質調査業務において、近接して業務を発注する場合においても諸経費の調整は行わない。 1-9 設計変更の積算方法 設計変更における業務費（業務委託料）の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。 $\text{業務価格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}}$ （落札率を乗じた額） $\text{変更業務費} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税率})$ （変更業務委託料） （落札率を乗じた額） 注）1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。 2. 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。 3. 設計変更における単価については以下の場合においては新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。 ・当初業務履行予定地から独立した区間の数量変更があった場合 ・当初業務では想定されなかった新規工種が追加された場合 参1-2-11	第2章 積算基準（参考資料） 1-8 諸経費率等の扱い 1-8-1 諸経費率等の適用 (1) 諸経費率等の適用については、測量業務、地質調査業務及び土木設計業務等のそれぞれの積算基準等に示すとおりである。例えば、測量業務と土木設計業務等を合併して積算し、発注する場合は各々の諸経費率等で算出し、合計して業務価格とする。 (2) 標準歩掛が適用できない業務を積算する場合は、当該業務に従事する技術者に適用される諸経費率等を用いるものとする。（他の業務の積算基準に示されている諸経費率等は適用できない。）例えば、測量技術者を用いて積算した場合は、必ず測量業務の積算基準に示されている諸経費率等を用いることとする。 1-8-2 近接して発注する場合 測量業務及び地質調査業務において、近接して業務を発注する場合においても諸経費の調整は行わない。 1-9 設計変更の積算方法 設計変更における業務費（業務委託料）の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。 $\text{業務価格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}}$ （落札率を乗じた額） $\text{変更業務費} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税率})$ （変更業務委託料） （落札率を乗じた額） 注）1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。 2. 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。 3. 設計変更における単価については以下の場合においては新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。 ・当初業務履行予定地から独立した区間の数量変更があった場合 ・当初業務では想定されなかった新規工種が追加された場合 <u>4. 請負比率は、小数点第7位を切り捨て、小数点第6位止めとする</u> 参1-2-11